

○海上自衛隊の使用する船舶に定員を超えて乗船させる場合の乗船人員について（通達）

昭和56年9月30日
海幕運第4384号

改正 昭和59年10月1日 海幕運第4106号〔第1次改正〕
昭和61年6月14日 海幕運第2882号〔第2次改正〕
昭和62年3月30日 海幕運第1582号〔第3次改正〕
昭和63年4月4日 海幕運第1665号〔第4次改正〕
平成元年3月28日 海幕運第1452号〔第5次改正〕
平成2年4月11日 海幕運第1871号〔第6次改正〕
平成3年3月25日 海幕運第1344号〔第7次改正〕
平成6年4月1日 海幕運第1560号〔第8次改正〕
平成7年3月24日 海幕運第1301号〔第9次改正〕
平成8年3月14日 海幕運第1177号〔第10次改正〕
平成9年3月18日 海幕運第1273号〔第11次改正〕
平成12年3月27日 海幕運第1510号〔第12次改正〕
平成13年3月16日 海幕運第1634号〔第13次改正〕
平成14年3月27日 海幕運第1709号〔第14次改正〕
平成15年3月27日 海幕運第1740号〔第15次改正〕
平成16年6月2日 海幕運第3240号〔第16次改正〕
平成21年7月17日 海幕運第5726号〔第17次改正〕
平成23年3月15日 海幕運第2284号〔第18次改正〕
平成26年3月19日 海幕運第2556号〔第19次改正〕
平成29年3月16日 海幕運第309号〔第20次改正〕
令和2年6月10日 海幕運第550号〔第21次改正〕

海上幕僚長から
自衛艦隊司令官
各地方総監
教育航空集団司令官
練習艦隊司令官
海洋業務群司令
第1、第2術科学学校長
あて

海上自衛隊の使用する船舶に定員を超えて乗船させる場合の乗船人員について（通達）

標記について、別紙のとおり定める。

関連文書：海幕管第3432号（56.7.27）

添付書類：別紙「海上自衛隊の使用する船舶に定員を超えて乗船させる場合の乗船人員」

別 紙

海上自衛隊の使用する船舶に定員を超えて乗船させる場合の乗船人員

1 趣 旨

この通達は、船舶の使用及び取扱いの基準について（通達）（海幕管第3432号。56.7.27）第2第4項ただし書により、海上自衛隊の使用する船舶に定員を超えて乗船させ航行する場合の乗船人員を定める。

2 用語の定義

この通達において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 乗船者 定員を超えて乗船させる者をいう。
- (2) 乗船者数の基準 定員を超えて乗船させることができる員数の基準をいう。

3 定員を超えて乗船させることができる場合

自衛艦及び支援船が次の業務に従事する場合は、第4項に定める基準に従い乗船させることができる。

- (1) 船員法（昭和22年法律第100号）第14条による遭難船舶等の救助及び同法第17条による在外国民の送還
- (2) 監視
- (3) 教育訓練
- (4) 試験、検査又は修理
- (5) 調査又は研究開発
- (6) 業務支援
- (7) 広報活動
- (8) その他本職が必要と認めた場合

4 乗船者数の基準

- (1) 自衛艦
付表のとおり。
- (2) 支援船

各地方総監、第1術科学校長及び第2術科学校長は各地方総監部に籍が置かれている支援船又は第1、第2術科学校に配属されている支援船について、それぞれその運航態様等を考慮し安全を確保できる範囲内で、乗船者数の基準を定めるものとする。ただし、自衛艦と同型の支援船については、当該自衛艦の基準を超えてはならない。

5 乗船者数の決定

船舶の長は、乗船者の状況、業務内容、気象、海象、行動海域の特性、航行時間等を考慮し、前項に定める基準に従い、その都度適切かつ必要最小限の乗船者数を決定するものとする。

6 乗船者に対する安全措置

- (1) 原則として、乗船者数に見合った救命胴衣をとう載するものとする。ただし、不足する場合にあつては、当該船舶に装備している救命器具を乗船者に優先使用させる手段を講ずる等、乗船者の安全に万全を期するものとする。
- (2) 身体障害者、小学校未就学の幼児等を乗船させる場合は、保護者又はこれに代わる者を同伴させる等、必要な安全措置を講ずるものとする。

付 表

乗 船 者 数 の 基 準 (自 衛 艦)

艦 型		乗船者数	艦 型		乗船者数	艦 型		乗船者数
護 衛 艦	むらさめ型	600	潜 水 艦	たいげい型	35	多用途支援艦	ひうち型	200
	たかなみ型	600	練 習 潜水艦	おやしお型	35	海 洋 観測艦	ふたみ型	450
	あきづき型	500	哨戒艦艇	はやぶさ型	34		にちなん型	500
	あさひ型	450	機 雷 艦 艇	う ら が 型	850		しょうなん型	400
	あさぎり型	600		すがしま型	70	音響測定艦	ひびき型	850
	こんごう型	700		ひらしま型	100	砕氷艦	しらせ型	1,200
	あたご型	600		えのしま型	100	敷設艦	むろと型	600
	ま や 型	620		あ わ じ 型	140	試験艦	あすか型	600
	ひゅうが型	2,500 (1,600)	輸 送 艦 艇	おおすみ型	2,000 (500)	補給艦	とわだ型	1,250 (300)
	い ず も 型	3,750 (1,600)		輸送艇1号型	200		ましゅう型	1,700 (330)
	あぶくま型	400	練 習 艦	か し ま 型	500	特務艇	はしだて型	170
	も が み 型	370 (360)		はたかぜ型	700	潜水艦 救難艦	ちよだ型	950
潜 水 艦	おやしお型	35	訓 練	くろべ型	370		ちはや型	950
	そうりゅう型	35	支 援 艦	てんりゅう型	450			

- 注：1 「おおすみ型」の（ ）内は、広報活動（体験航海）の際、乗員のみで警戒、案内等に当たる場合の乗船者数を示す。ただし、乗員以外から警戒、案内員を増員して実施する場合は、増員1名当たり15名を基準として乗船者数を増加することができる。
- 2 「ひゅうが型」、「いずも型」、「とわだ型」及び「ましゅう型」の（ ）内は、広報活動（体験航海）の場合の乗船者数を示す。
- 3 「もがみ型」の（ ）内は、VLS装備艦の場合の乗船者数を示す。
- 4 本通達における乗船者数の基準は、上甲板及び艦橋ウイングのうち、乗船に適した面積から算出している。そのため、乗船者数の基準を超えて乗船させる場合、上記以外の区画（格納庫等）を使用して乗船させることについて、安全上の問題がないか検討するとともに、警戒員の配置及び所要の救命胴衣を確保するものとする。